

○四国地方整備局告示第56号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成20年5月30日

四国地方整備局長 祢屋 誠

第1 起業者の名称 香川県

第2 事業の種類 二級河川湊川水系湊川改修工事(香川県東かがわ市白鳥地内から同市西山地内まで)

第3 起業地

- 1 収用の部分 香川県東かがわ市白鳥字四房、字笠屋及び字藤井並びに西山字山下及び字新田地内
- 2 使用の部分 香川県東かがわ市白鳥字笠屋及び字藤井並びに西山字山下及び字新田地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、香川県東かがわ市白鳥字四房地内から同市西山字新田地内までの延長1,660mの区間（以下「本件区間」という。）における「二級河川湊川水系湊川改修工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項の二級河川に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件区間は、河川法第5条第1項の規定により指定された二級河川の区間であり、香川県知事は、同法第10条第1項の規定による本河川の河川管理者となることなどから起業者である香川県は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

二級河川湊川水系湊川（以下「本河川」という。）は、その源を香川県東かがわ市の讃岐山脈東女体山に発し、同市五名、入野山、与田山地内を東流しながら途中、黒川、正守川、友森川、兼弘川の支川を合わせて北に向きを変え、東山川、新川を

合わせて瀬戸内海に注ぐ流路延長18.0km、流域面積51.6km<sup>2</sup>の河川である。

本河川の流域に形成された平地は水田として広く利用されているほか、下流部は、東かがわ市本庁舎や大型商業施設が立地するなど宅地化されており市街化が進んでいる。

本河川の流域は、瀬戸内式気候であり年間降水量は少ないものの、梅雨期と台風期に降雨が集中する傾向があり、昭和49年7月の台風8号では、浸水家屋326戸、浸水面積65ha、昭和51年の台風17号では、浸水家屋545戸、浸水面積127haの被害が発生した。

本河川の治水対策については「湊川水系河川整備計画」に基づき、河口から2.5km上流の基準地点である寺前橋における計画高水流量を500m<sup>3</sup>/秒と定め50年に1回程度発生する規模の洪水に対応することを目的として順次河川改修を実施し、平成18年度には、河口部から香川県東かがわ市白鳥地内の藤井橋上流300m地点までの区間（延長4,740m）について、整備を完了している。

しかしながら、本件区間については、未改修で度々溢水による浸水被害を被ってきた。なかでも、平成16年10月に来襲した台風23号による豪雨では、溢水のため浸水家屋28戸、全壊家屋4戸、半壊家屋5戸、浸水田畑面積約27haという甚大な浸水被害が発生している。

本事業は、川幅が狭く現況流下能力が計画高水流量480m<sup>3</sup>/秒に対し、210m<sup>3</sup>/秒と大きく下回り、浸水被害が発生している本件区間において、既存堤防の引堤工事を行うものである。

本事業の施行により、計画高水流量480m<sup>3</sup>/秒を安全に流下させ、治水安全度を高めることで、浸水被害を軽減させ地域住民の生命及び財産の保全に寄与することが認められる。

したがって、本事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

## (2) 失われる利益

本事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意に実施した調査によると、本件区間内の土地には、絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

なお、香川県レッドデータブックに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているイカルチドリをはじめ、準絶滅危惧種であるチョウサギ、シマドジョウが、本件区間内及びその周辺に生息する可能性が確認されているが、起業者は、工事区間を分割し生息環境を確保しながら施工する等、適切な措置を講ずることとしている。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）により起業者が措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

## (3) 事業計画の合理性

本事業は、現況流下能力及び堤防断面が不足している本件区間において流下能力の向上及び浸水被害の軽減を目的として、引堤工事を実施するものであり、本事業の事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規

格に適合していると認められる。

また、本件事業の施行方法については、既設堤防を引堤し流下能力を向上させる申請案のほか、既設堤防を嵩上げして流下能力を向上させる案について検討が行われている。既設堤防嵩上げ案は用地取得面積が少なくなるものの申請案に比べ経済的に不合理で、堤防嵩上げによって生じる橋梁架替工事は、現道交通を確保しながらの施工となり、長期の工事期間を要するため施工性にも劣り、周辺的生活環境に与える影響も大きくなる。

申請案は取得面積が多いものの、経済性に優れ、施工期間が短く周辺的生活環境に与える影響も軽微であることなどから社会的、経済的、技術的な面を総合的に勘案すると合理的であると認められる。

したがって本件事業の事業計画は合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

#### 4 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

##### (1) 事業を早期に施行する必要性

3 (1) で述べたように、本件区間は川幅が狭く現況流下能力が不足しているため、背後地では過去頻繁に浸水被害が発生していることから、これらの地域への浸水被害を軽減するため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

##### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、河川管理施設等構造令（昭和 51 年政令第 199 号）の規格に基づき必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は、恒久的に設置される施設の用に供する起業地の範囲にとどめられており、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

#### 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件をすべて充足すると判断される。

#### 第 5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所 香川県東かがわ市役所引田庁舎